

目 次

告示

- 平成23年度北海道立高等学校入学者選抜推薦入学面接日及び合格発表日について……………13
- 市町村立中学校の位置変更について……………13

通達・通知・照会

- 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について……………13

告 示

北海道教育委員会告示第48号

平成23年度の北海道立高等学校の入学者選抜推薦入学面接日及び合格発表日は、次のとおりとする。

平成22年 5月28日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

- 1 推薦入学面接日 平成23年 2月14日 (月)
- 2 合格発表日 平成23年 3月16日 (水)

北海道教育委員会告示第49号

次の市町村立の中学校の位置変更は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号に基づき、受理した。

平成22年 5月28日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

設置者	名称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
室蘭市	室蘭市立 蘭東中学校	平成22年 5月12日	室蘭市知利別町 1丁目11番30号	室蘭市中島本町 1丁目 8 番 5 号	改修工事期間 中における位 置変更

通 達 ・ 通 知 ・ 照 会

教 給 第 189 号
平成22年 5月28日

各 次 課 長
各 出 先 機 関 の 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について等について (通知)

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（平成22年 4月27日付け人委第67号）及び北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則第2条の4に規定する人事委員会規則で定める職員等について（平成22年 4月27日付け人委第69号）の通知が別記1及び別記2のとおり北海道人事委員会委員長及び北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

(教育職員局給与課給与制度グループ)

別記 1

人 委 第 67 号
平成22年 4月27日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年5月1日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正され、平成22年4月1日から適用されることとなったので通知します。

記

第10の第9項(3)ア中「及び」を「、道職員勤務時間等条例第9条の2第1項又は学校職員勤務時間等条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部についてこれらの規定に規定する時間外勤務代休時間を指定された日及び」に、「第5号」を「(5)」に改め、同項(4)中「前三号」を「(1)から(3)まで」に改め、同項(5)中「前各号」を「(1)から(4)まで」に改め、同項(6)中「第2号から前号まで」を「(2)から(5)まで」に改める。

（給与課給与グループ）

別記2

人委第69号
平成22年4月27日

北海道教育委員会委員長 様
札幌市教育委員会委員長

北海道人事委員会委員長

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則第2条の4に規定する人事委員会規則で定める職員等について（通知）

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則第2条の4に規定する人事委員会規則で定める職員等について（平成14年4月1日付け人委第12号通知）の一部を次のとおり改正し、平成22年4月1日から適用することとしましたので通知します。

記

第1項中「北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-28。以下「規則」という。）第2条の4第1項」を「北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号。以下「条例」という。）第16条第2項」に改める。

第2項及び第3項を次のように改める。

2 条例第16条第2項に規定する「人事委員会規則で定める日数」

(1) 次号に掲げる場合以外の場合

ア 前項第1号に定める職員にあっては、その月の初日から採用された日の前日までの日数に週休日（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）第4条第1項、第5条、第6条（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）の規定により定められた週休日をいう。以下同じ。）の日数を加えた日数

イ 前項第2号に定める職員にあっては、退職し、又は死亡した日までの週休日の日数に退職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの日数を加えた日数

(2) 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第16条第2項の規定により読み替えて適用する場合及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「任期付条例」という。）第10条第7項又は育児休業条例第23条第7項において準用する場合

その月の初日から末日までの間において日曜日、土曜日、学校職員勤務時間等条例第9条の2第1項又は北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部についてこれらの規定に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに学校職員勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日、年末年始の休日及び開校記念日以外の日の合計の日数

3 条例第16条第2項に規定する「人事委員会規則で定める数」

(1) 次号に掲げる場合以外の場合

その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数。ただし、第1項に定める職員については、次に掲げる日数

ア 第1項第1号に定める職員にあっては、その月の現日数からその月の初日から採用された日の前日までの日数並びに採用された日以後の日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数

イ 第1項第2号に定める職員にあっては、その月の現日数から退職し、又は死亡した日までの日曜日及び土曜日の日数並びに退職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの日数を差し引いた日数

(2) 育児休業条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する場合及び任期付条例第10条第7項又は育児休業条例第23条第7項において準用する場合

その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数

第4項及び第5項を削る。

(事務局給与課給与グループ)

